

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和38年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月26日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太線で示すとおり改正する。

改正後			改正前																																
（代決） 第5条 正当決裁者が不在のときは、局務に限り、次の表に示す順位により、その事務を代決することができる。			（代決） 第5条 正当決裁者が不在のときは、局務に限り、次の表に示す順位により、その事務を代決することができる。																																
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">代決の順位</td> <td style="text-align: center;">第1順位者</td> <td style="text-align: center;">第2順位者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正当決裁者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">室長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">課長があらかじめ定める上席の職員</td> <td></td> </tr> </table>			代決の順位	第1順位者	第2順位者	正当決裁者			略			課長	室長			課長があらかじめ定める上席の職員		<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">代決の順位</td> <td style="text-align: center;">第1順位者</td> <td style="text-align: center;">第2順位者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正当決裁者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">課長があらかじめ定める上席の職員</td> <td></td> </tr> </table>			代決の順位	第1順位者	第2順位者	正当決裁者			略			課長				課長があらかじめ定める上席の職員	
代決の順位	第1順位者	第2順位者																																	
正当決裁者																																			
略																																			
課長	室長																																		
	課長があらかじめ定める上席の職員																																		
代決の順位	第1順位者	第2順位者																																	
正当決裁者																																			
略																																			
課長																																			
	課長があらかじめ定める上席の職員																																		

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。